

資料

出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例

(平成 29 年出雲市条例第 26 号)

前文

神話の国・出雲は、肥沃な出雲平野と豊かな幸をもたらす海、湖、山々を有し、いにしえより経済活動が盛んに行われてきた地であり、出雲大社をはじめ荒神谷遺跡等今も数多く残る歴史的文化遺産が、神話とともに往時の繁栄をしのばせている。

平成の大合併により、古くから同じ文化・経済圏を形成してきた地域が一体となった出雲市は、農林水産業、商工業等の各産業がバランス良く調和した県内第二位の人口規模のまちとして成長し、近年は、中国横断自動車道尾道松江線の全線開通や航空路線の拡充等により、社会資本整備が一層強化されつつある。

こうした中、誘致された先端産業及び市内の大多数を占める地場中小企業・小規模企業が地域経済を支え、雇用や賑わいを創出し、市民生活の向上に寄与し、山陰の商工業の集積地として中心的な地域となっている。

しかし、近年、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、経済社会生活圏の広域化等により、地場中小企業・小規模企業の経営環境は厳しさを増している。

地場中小企業・小規模企業自らが経営の改善・向上に努めるだけでなく、地域社会全体で協働してその振興に取り組まなければ、地場中小企業・小規模企業、ひいては地域社会の衰退を招くことが危惧される。

このような認識の下、地場中小企業・小規模企業による技術革新と地域資源を活用した新たな分野への挑戦を地域社会全体で支援し、雇用の拡大と定住人口の維持を図るとともに、将来にわたり、地域に対する誇りを継承し、持続可能な地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、持続的な地場中小企業・小規模企業の振興について基本事項を定めるとともに、市の責務等を明確にすることにより、地場中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び雇用の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場中小企業・小規模企業 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者及び同条第 5 項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業・小規模企業支援団体 商工会議所、商工会その他の地場中小企業・小規模企業の支援を行う団体であつて、市内に事務所又は事業所を有するもの及び市長が特に認めるものをいう。

- (3) 大企業 地場中小企業・小規模企業以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

(基本理念)

第3条 地場中小企業・小規模企業の振興における市、地場中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、大企業、金融機関等及び教育機関並びに市民で共有する基本理念は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地場中小企業・小規模企業が地域経済の発展を支え、雇用の場を創出するとともに、市民生活の向上に寄与するものであることを認識し、その振興に協働して取り組むこと。
- (2) 地場中小企業・小規模企業の自主的な経営の改善・向上の努力及び創意工夫を尊重すること。
- (3) 本市の有する優れた産業基盤及び特色ある地域資源を十分に活用するとともに、豊かな自然環境に配慮すること。
- (4) 優れた人材の育成及び雇用の確保を推進すること。
- (5) 本市の貴重な歴史、伝統及び芸術文化を尊重すること。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 円滑な事業承継、創業及び新たな事業活動の推進を図ること。
- (2) 経営の革新及び経営基盤の強化を図ること。
- (3) 産学官連携等による地域資源を活用した新商品の開発並びに新技術の導入及び促進を図ること。
- (4) 教育機関等と連携し、事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 生きがいを持って働き、安心して子どもを産み育てることができる雇用環境の整備を推進すること。
- (6) 農商工連携による6次産業化(1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことをいう。)の推進及び新産業分野への参入企業の支援を行うこと。
- (7) 中小企業・小規模企業支援団体と連携し、製品、サービス、技術等に関する情報発信を行うこと。

(市の責務)

第5条 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な計画を策定し、施策を推進するものとする。この場合において、市は、必要に応じて国、関係地方公共団体、地場中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、大企業及び

金融機関等(以下「関係機関」という。)並びに市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、地場中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(地場中小企業・小規模企業の役割)

第6条 地場中小企業・小規模企業は、基本理念に基づき、経済的及び社会的環境の変化に対応した経営基盤の強化、人材の育成及び雇用機会の確保並びに雇用環境の改善・向上に努めるものとする。

- 2 地場中小企業・小規模企業は、地域社会の一員として、地域活動に積極的に取り組み、自然環境との調和に配慮した活動を行うものとする。
- 3 地場中小企業・小規模企業は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 地場中小企業・小規模企業は、豊かな地域資源を活用し、地域で生産・製造・加工された産品を有効に活用するよう努めるものとする。
- 5 地場中小企業・小規模企業は、教育機関と連携し、児童・生徒の職場体験及び大学等のインターンシップの機会等を提供するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第7条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、地場中小企業・小規模企業の実態を把握し、その経営の安定及び向上のために積極的かつ効果的な支援を行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業支援団体は、地場中小企業・小規模企業及び新たに地場中小企業・小規模企業になろうとする者に対し、適切な助言及び積極的な情報提供を行うよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、地場中小企業・小規模企業とともに、地域社会の発展に極めて重要な役割を担っていることを認識し、市が実施する地場中小企業・小規模企業の振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、基本理念に基づき、地場中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に寄与することを理解し、その振興に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財源の確保を図り、財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(会議の設置等)

第11条 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、関係機関その他市長が必要と認めるものの意見を十分に聴くものとする。

- 2 市は、地場中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況について、関係機関その他市長が必要と認めるものの意見を聴いた上で検証し、より効果的な施策の実施に努めるものとする。

- 3 市は、必要に応じて地場中小企業・小規模企業の振興に関する会議を開催し、前2項の意見を聴くとともに、施策を推進するに当たり必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議設置要綱

(平成 29 年出雲市告示第 270 号)

改正 平成 29 年 6 月 20 日告示第 320 号

(設置)

第 1 条 出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例(平成 29 年出雲市条例第 26 号。以下「条例」という。)第 1 条に規定する目的を達成するため、条例第 11 条第 3 項の規定に基づき、出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議(以下「振興会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 振興会議は、条例第 4 条に規定する基本方針に基づく施策及び条例第 5 条第 1 項に規定する総合的な計画について、次に掲げる事項の協議及び意見交換を行う。

- (1) 地場中小企業・小規模企業の現状及び課題の把握に関すること。
- (2) 市が策定する地場中小企業・小規模企業の持続的な振興に係る計画に関すること。
- (3) 地場中小企業・小規模企業の持続的な振興に資する具体的な支援施策に関すること。
- (4) 事業承継に係る事業用固定資産税の負担軽減及び免許取得補助等に関すること。
- (5) U・I ターン促進による雇用の確保及び人材育成に関すること。
- (6) 経済団体加入に係る支援に関すること。
- (7) 地場中小企業・小規模企業版フロンティア・ファイティング・ファンド(3F 事業)に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地場中小企業・小規模企業の支援に関すること。

(組織)

第 3 条 振興会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地場中小企業・小規模企業の経営者
- (3) 金融機関等の代表者
- (4) 中小企業・小規模企業支援団体の代表者
- (5) 市議会の議員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 振興会議に、会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

- 3 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 振興会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
(資料提出要求等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に意見又は説明を求めるとともに、資料の提出を求めることができる。
(委員の謝金及び実費弁償)

第8条 委員の謝金は、日額3,110円とする。

- 2 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を準用する。
- 3 前条の規定により出席した者の謝金及び費用弁償については、前2項の規定を適用する。
(庶務)

第9条 振興会議の庶務は、経済環境部商工振興課において処理する。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の会議の招集は、市長が行う。

附 則(平成29年6月20日告示第320号)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

出雲市地場中小企業・小規模企業振興会議委員名簿

平成30年(2018)4月1日現在

区分	氏名	所属	役職
識見者	馬庭 伸行	公益財団法人 しまね産業振興財団	事務局長
経営者	原 久子	エステサロンPURLY(ピュアリー)	代表
	來間 久	來間屋生姜糖本舗	代表
	田中 美枝子	有限会社 田中豆富店	取締役
	三原 昇	やたま建設株式会社	代表取締役
	常松 和夫	有限会社 常松鉄工	常務
	原 八重子	有限会社 コクヨー	取締役
	金融機関	壺倉 浩平	島根中央信用金庫
商工団体 支援機関	糸原 直彦	出雲商工会議所	専務理事
	長岡 明生	平田商工会議所	専務理事
	加村 健悟	出雲商工会	事務局長
	高田 茂明	斐川町商工会	事務局長
	原 哲也	NPO法人21世紀出雲産業支援センター	常務理事
	持田 幹男	NPO法人ビジネスサポートひかわ	事務局長
労働組合	常松 道人	連合島根出雲・雲南地域協議会	議長
市議会	川上 幸博	出雲市議会	副議長
	湯浅 啓史	出雲市議会	環境経済委員会副委員長
行政機関	青山 貴彦	島根県中小企業課	団体商業グループリーダー
	鐘築 健治	出雲市	経済環境部長

※敬称略

協議会・NPO法人等の概要

出雲地区雇用推進協議会・・・

市内産業の振興・発展に寄与することを目的に、昭和 44 年(1969)に設立された、市内企業と市、商工支援団体で構成される協議会。

出雲公共職業安定所と連携し、合同企業ガイダンスや学校と求人企業との情報交換会等の活動を通じて、若者の雇用対策、定住対策に取り組んでいる。

会員数 217 社：平成 30 年（2018）4 月 1 日時点。

出雲市事業承継推進協議会・・・

中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を促進し、承継後の経営基盤の強化、経営持続化を図ることを目的として、平成 29 年(2017)8 月に設立された、商工支援団体、金融機関、県、市等で構成される協議会。

関係支援機関が連携し、事業承継対策及び後継者育成策に向けた意見交換及び情報交換を行っている。

NPO法人 21世紀出雲産業支援センター・・・

産学官のネットワークを活かし、市内企業の事業活動支援をはじめ、企業間マッチングや販路拡大への支援等、地域の産業振興を目的とする総合支援の窓口として、平成 16 年(2004)9 月に設立された特定非営利活動法人。

NPO法人 ビジネスサポートセンターひかわ・・・

斐川企業化支援センターの指定管理業務のほか、地域産業の活性化をめざし、地場企業に対して経営セミナーや各種講演会、異業種交流会の開催、ものづくり支援事業等の活動を行う団体として、平成 14 年(2002)7 月に設立された特定非営利活動法人。

斐川企業化支援センター・・・

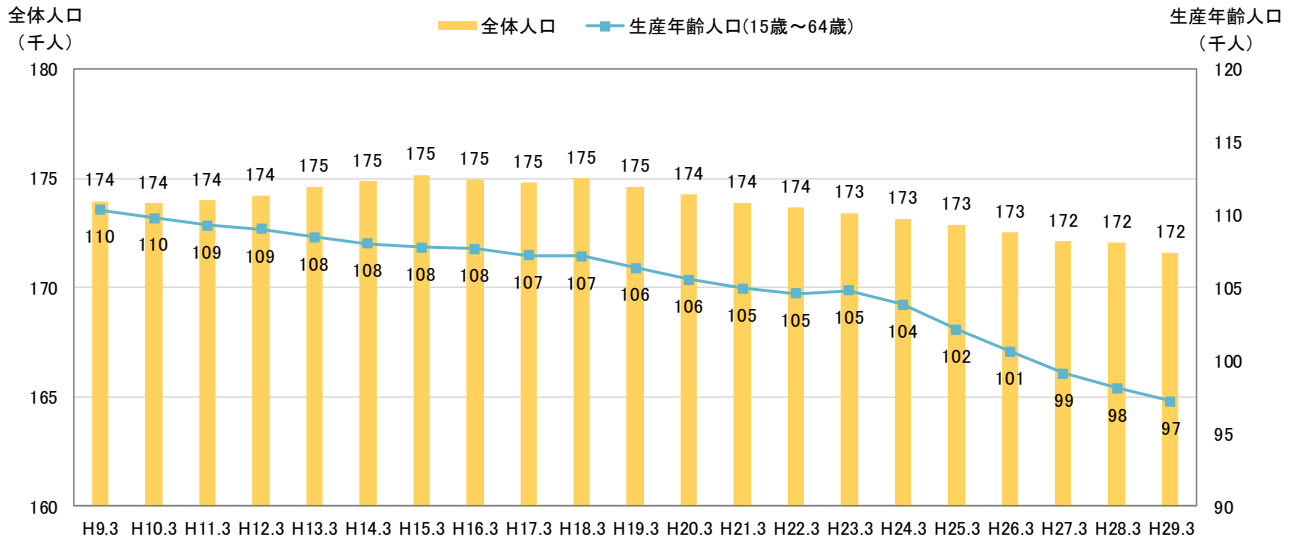
生産の合理化・市場調査・商品開発及び販売促進や企業の人材育成研修など、地場企業等の成長支援を図るための施設として平成 13 年度(2001)に整備。

研修室や交流スペースを備え、企業交流の場や企業研修の場として活用されている。

各種統計

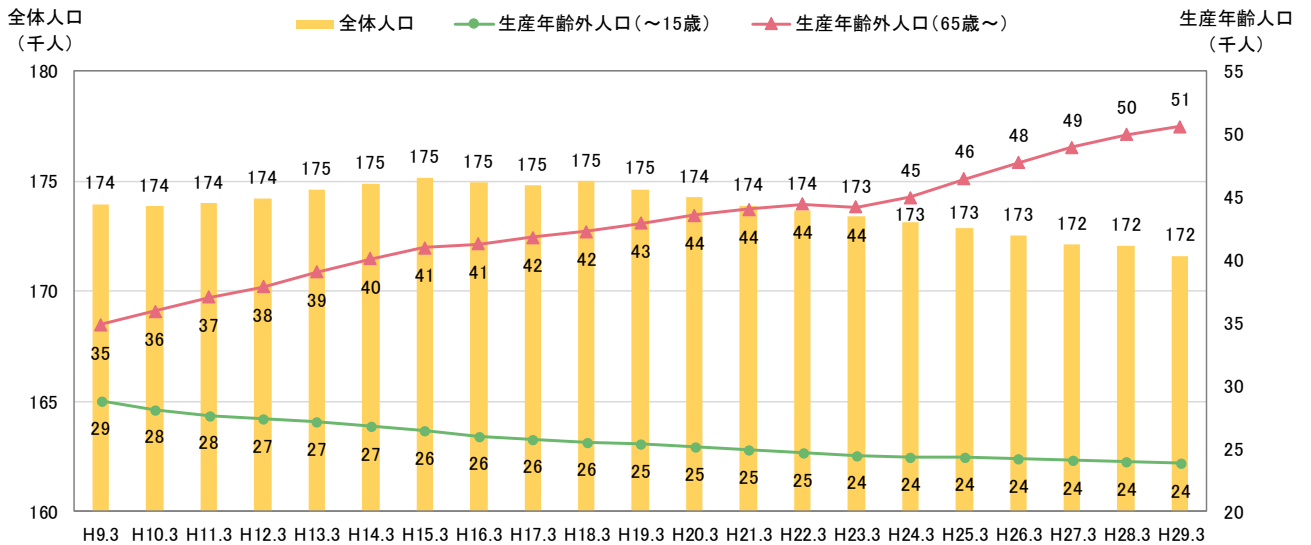
1. 出雲市の年齢3区分別人口の推移

資料編図表 1-1 全体人口と生産年齢人口



出典: 住民基本台帳(各年3月末時点)

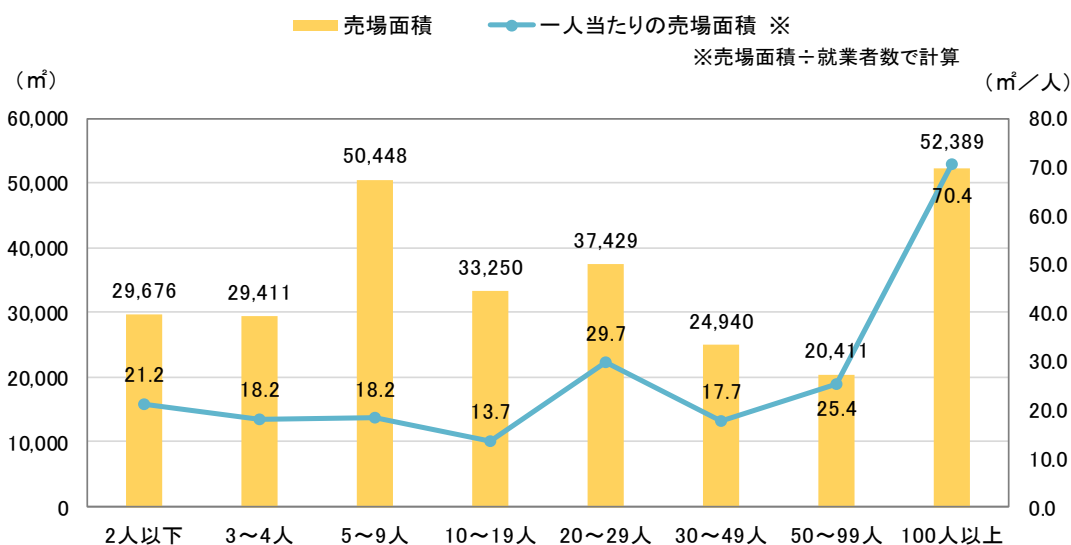
資料編図表 1-2 全体人口と生産年齢外人口



出典: 住民基本台帳(各年3月末時点)

2. 出雲市の商業施設の売場面積

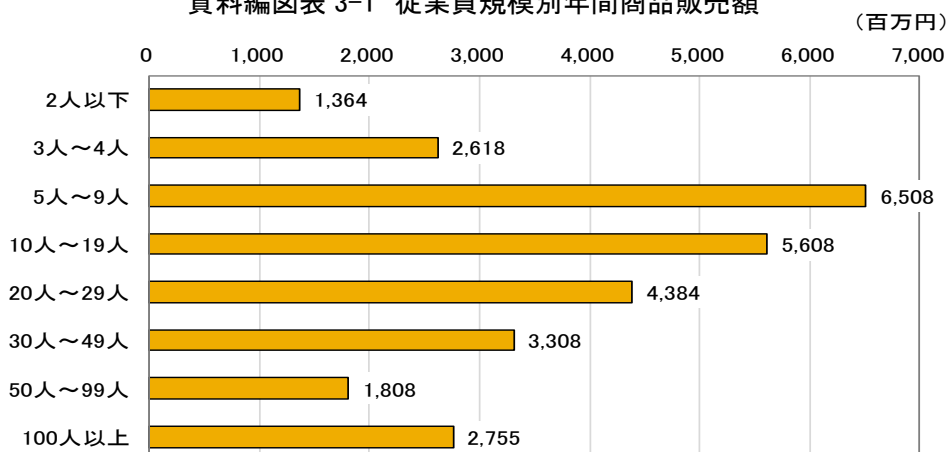
資料編図表 2 売場面積



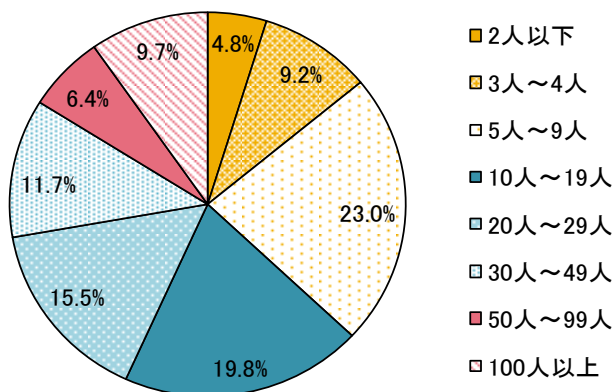
出典: 島根県統計情報データベース平成 26 年(2014) 商業統計調査

3. 出雲市の商業施設における従業員規模別の商品販売額

資料編図表 3-1 従業員規模別年間商品販売額

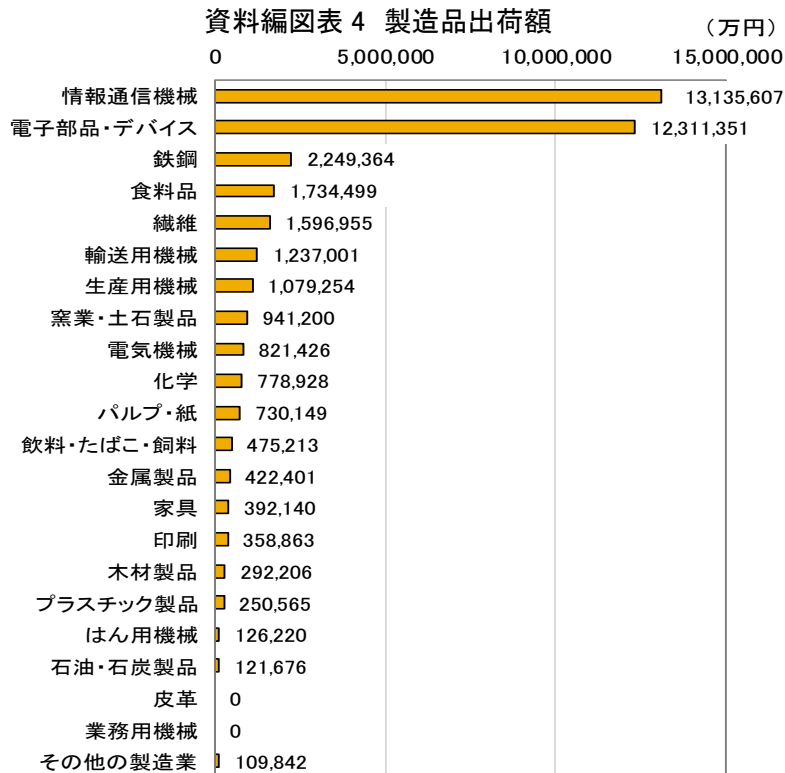


資料編図表 3-2 従業員規模別年間商品販売額の割合



出典: 島根県統計情報データベース平成 26 年(2014) 商業統計調査

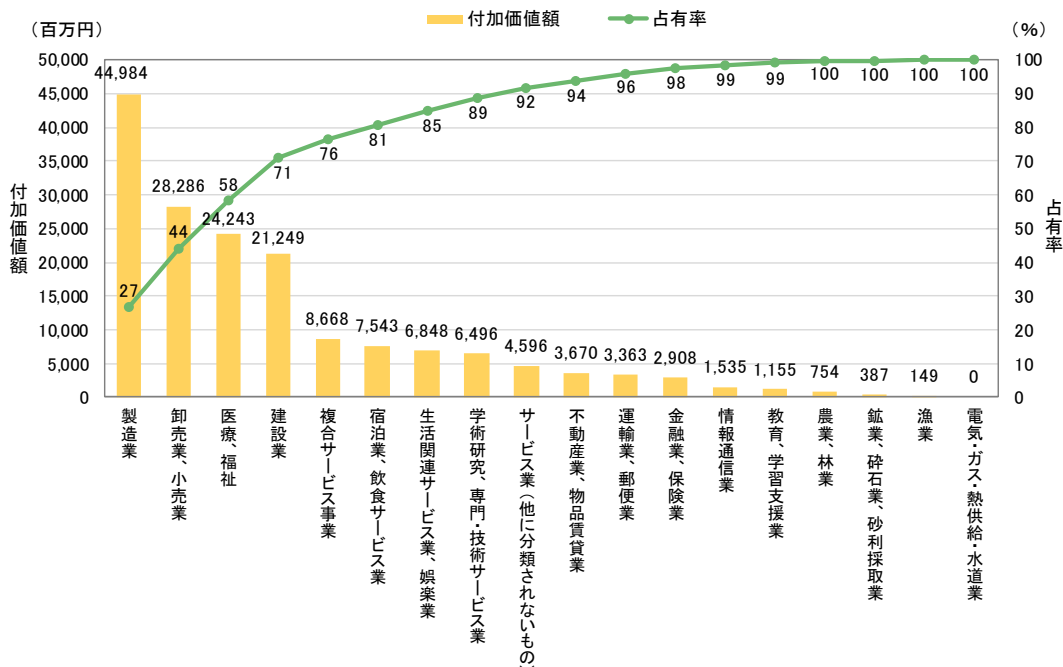
4. 出雲市の製造品出荷額



出典：島根県統計情報データベース平成 26 年(2014) 工業統計調査

5. 出雲市の業種別付加価値額

資料編図表 5 出雲市産業大分類 付加価値額



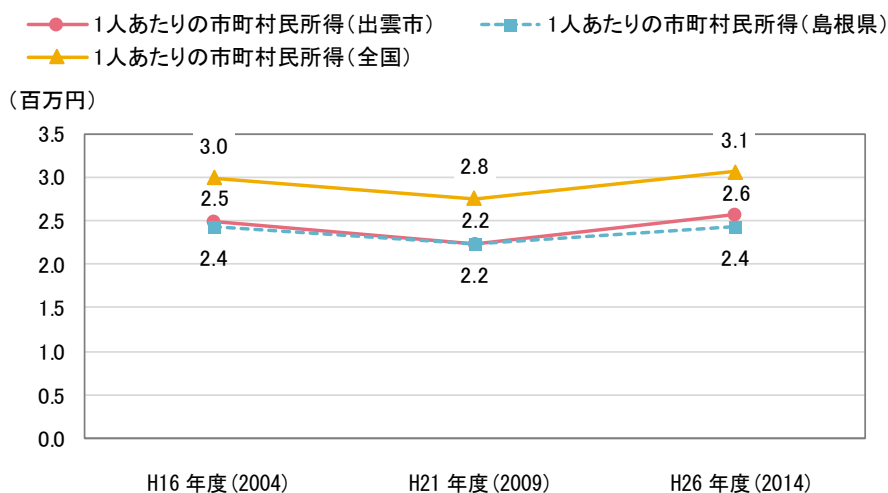
※付加価値額…売上高から原材料費や外注加工費、機械の修繕費、動力費等、外部から購入した費用を除いたもの

※占有率…付加価値額の合計に占める各業種の割合を累計したもの

出典：RESAS 付加価値額 平成 24 年(2012)

6. 出雲市の市町村民所得

資料編図表 6 出雲市の市町村民所得



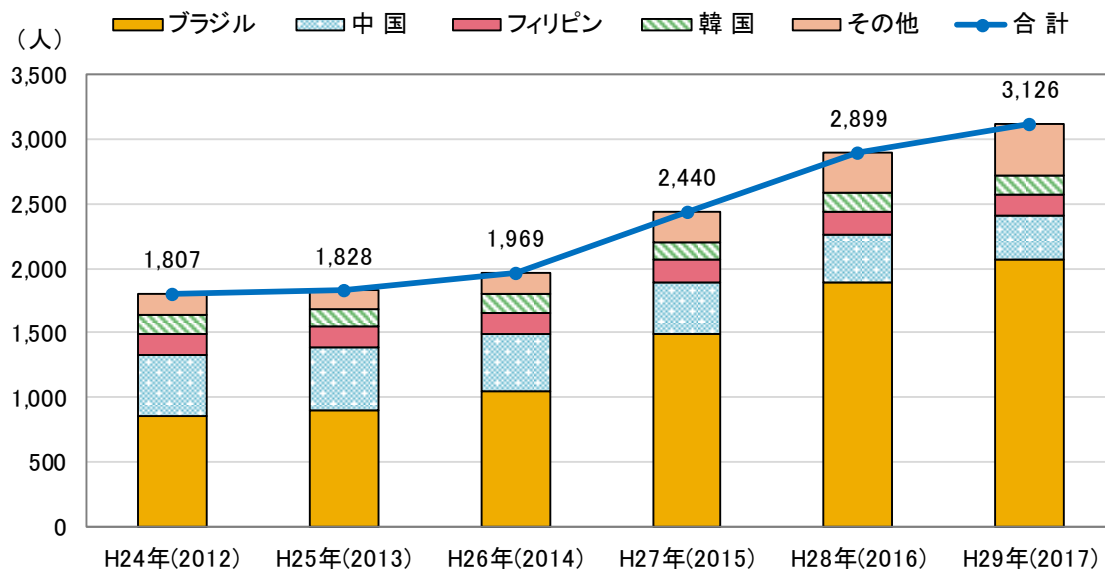
※雇用者報酬、財産所得(利子・配当等の財産運用収入)及び企業所得の合算値を人口で除したもの

出典: 島根県統計情報データベース平成26年(2014) 島根県市町村民経済計算
内閣府 年次推計主要計数 一人当たり名目GDP、名目GNI、国民所得

7. 出雲市の外国人住民登録の推移

出雲市では、近年外国人居住者が増加しており、この多くは斐川工業団地内の大手事業所の大きな労働力となっている。

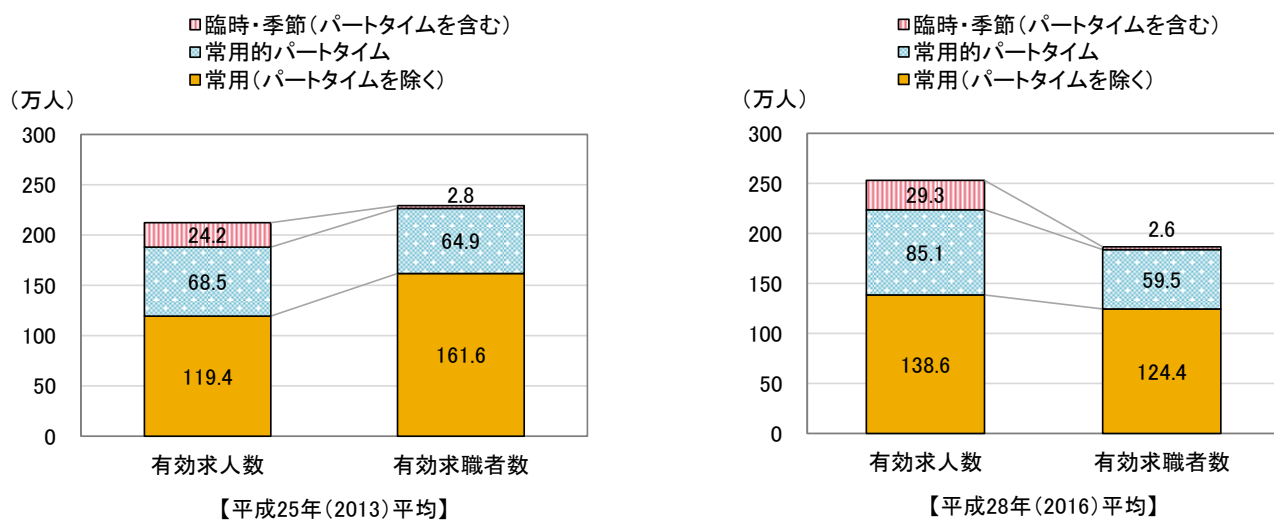
資料編図表 7 出雲市の外国人住民登録者数



出典: 住民基本台帳(各年3月31日時点)

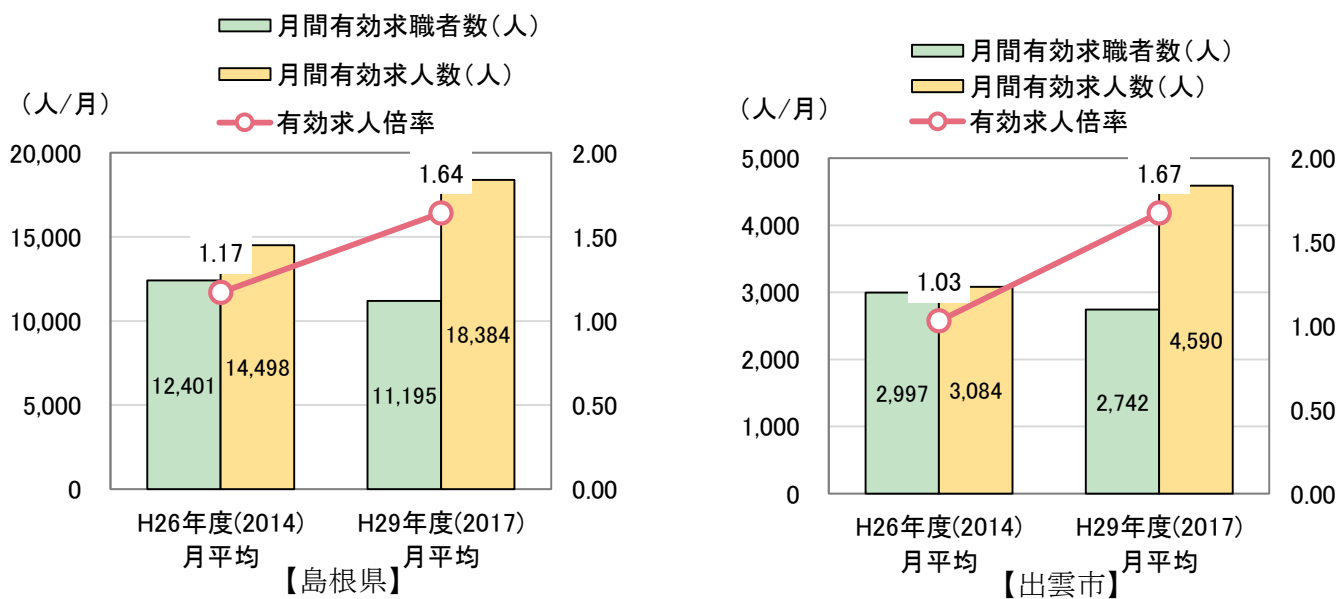
8. 有効求人数、有効求職者数

資料編図表 8-1 全国の雇用形態別求人数と有効求職者数



出典: 中小企業白書 2017

資料編図表 8-2 島根県内・出雲市内の有効求人数と有効求職者数



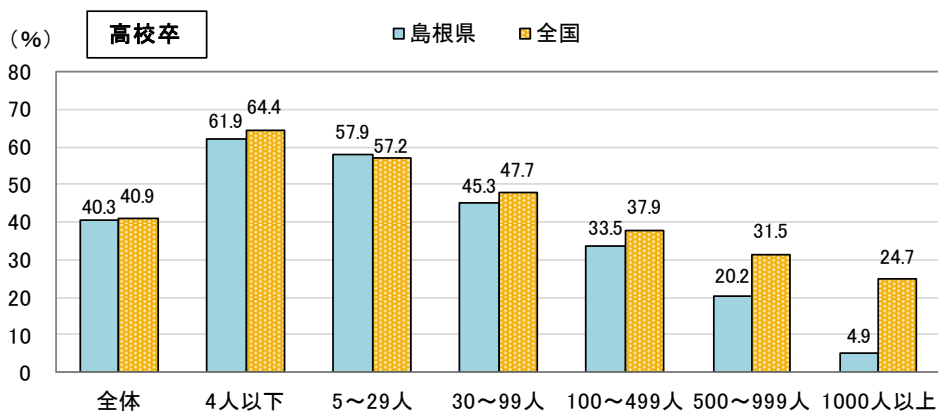
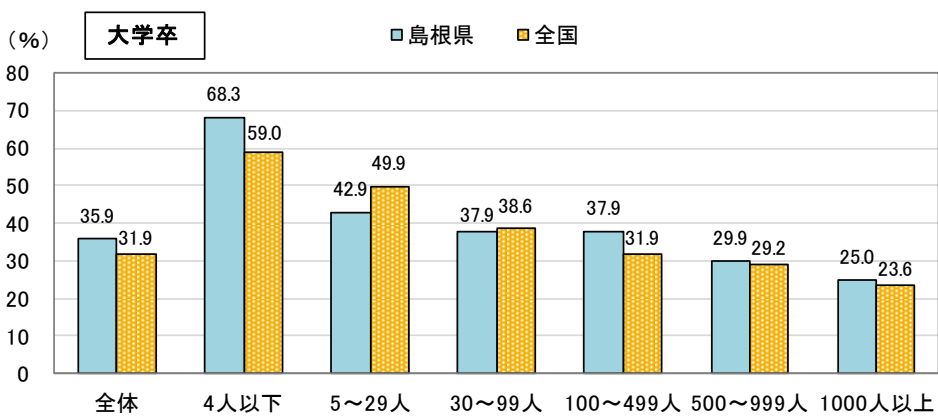
出典: 厚生労働省島根労働局「しまね職業安定業務統計速報」

※有効求人数・・・有効期限が残っている公共職業安定所に登録されている求人の数(未充足の求人)

※有効求職者数・・・有効期限が残っている公共職業安定所に登録されている求職者の数(未決定の求職者)

9. 島根県の事業所規模別離職率(卒業後3年間の合計)

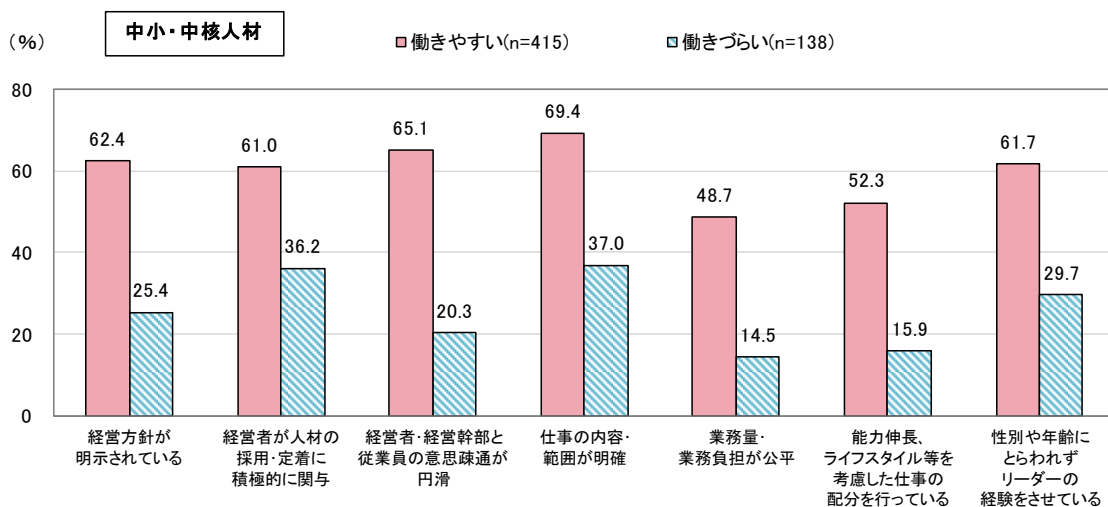
資料編図表9 事業所規模別離職率(卒業後3年間の合計)



出典:厚生労働省島根労働局 平成28年(2016)11月28日報道発表

10. 働きやすさと経営者の態度

資料編図表10 就業者の働きやすさ別に見た経営者の振る舞い

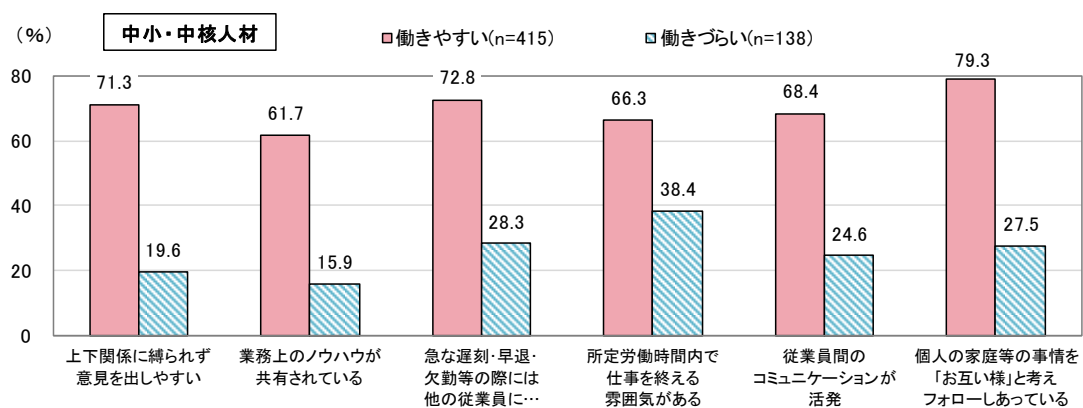


※中核人材…業務において中核をなす人材又は、特殊な専門性・高度な知識を持つ即戦力人材

出典:中小企業白書2017

11. 働きやすさと従業員同士の態度

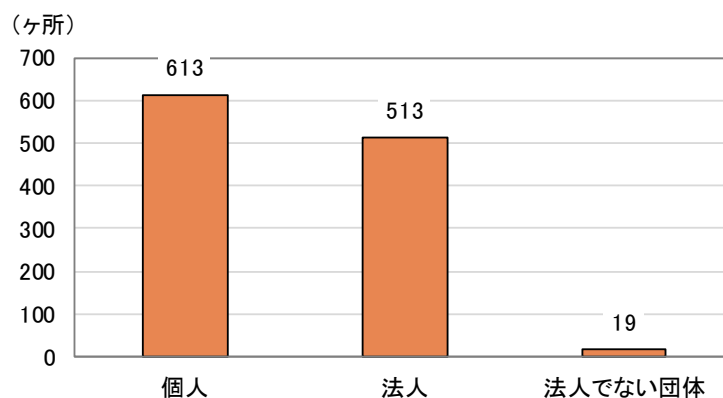
資料編図表 11 就業者の働きやすさ別に見た従業員同士の職場環境



出典: 中小企業白書 2017

12. 市内の廃業事業所数

資料編図表 12 出雲市内の廃業事業所数

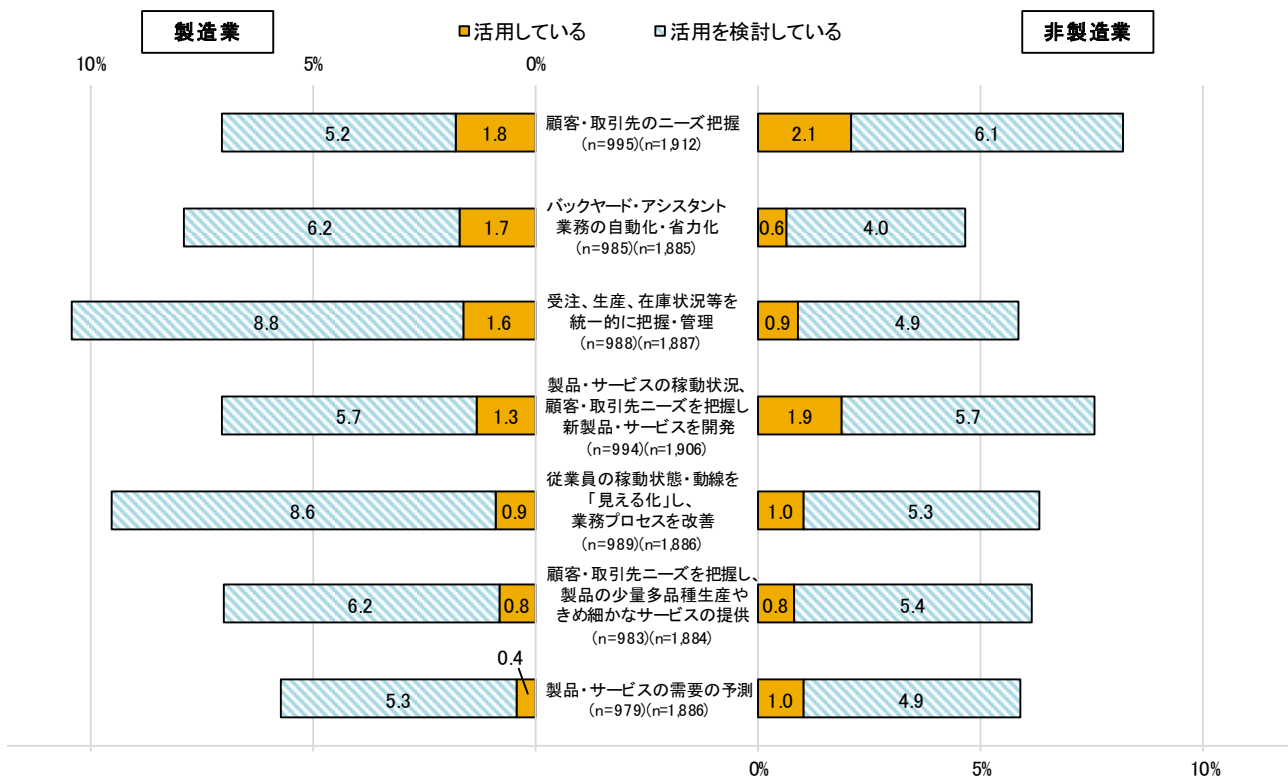


※平成 21 年(2009)基礎調査から平成 24 年(2012)活動調査までの廃業事業所数

出典: 平成 24 年(2012)経済センサス活動調査

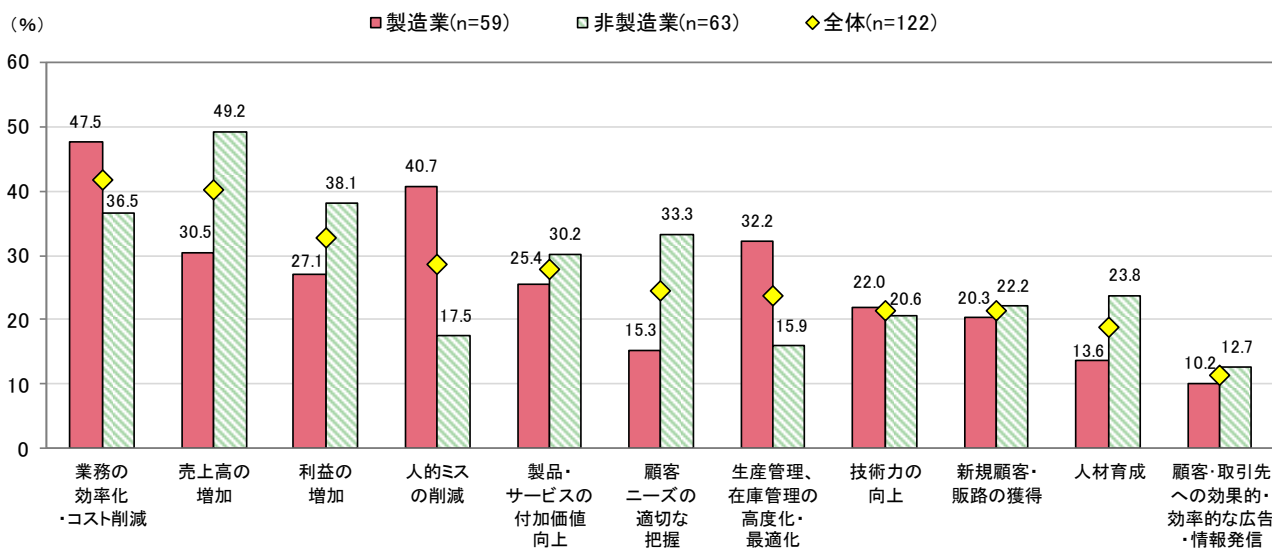
13. 全国の事業所におけるIT活用状況(IT化、IoT、AI、ロボット導入状況・意向)

資料編図表 13-1 業種別に見た新技術の活用状況



出典：中小企業白書 2017

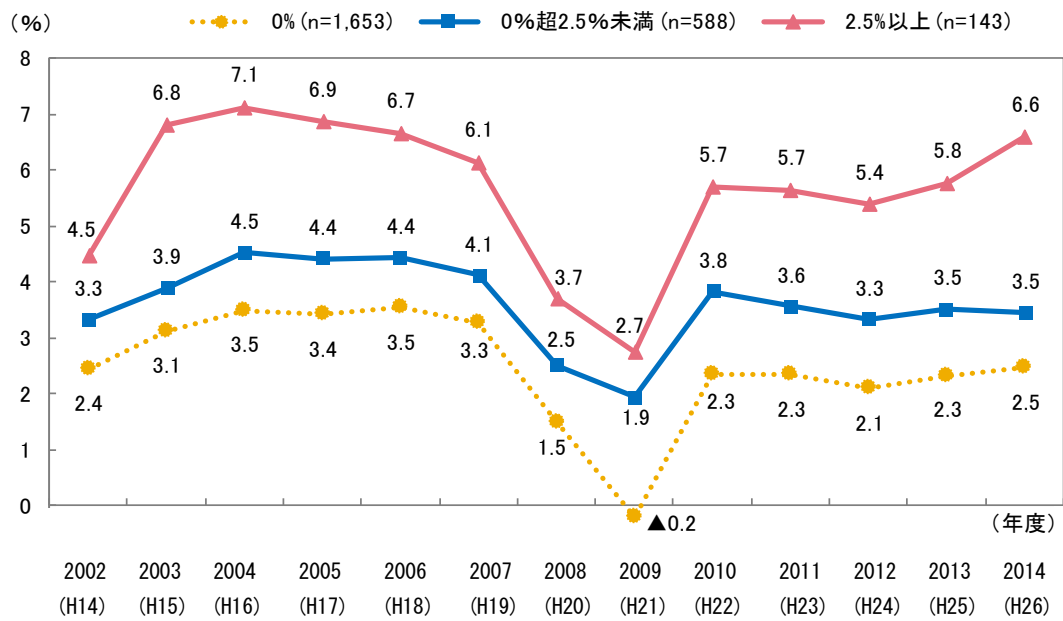
資料編図表 13-2 業種別に見た新技術を活用した効果



出典：中小企業白書 2017

14. 中小製造業における研究開発費が売上高に占める割合別に見た、営業利益率の推移

資料編図表 14-1



出典: 中小企業白書 2017